

○愛知淑徳大学学納金等納入規程

（趣旨）

第1条 この規程は、愛知淑徳大学（以下「大学」という。）、愛知淑徳大学大学院（以下「大学院」という。）及び愛知淑徳大学留学生別科（以下「別科」という。）における入学検定料、学納金、実験実習費その他必要な経費及び各種手数料に関し、大学学則第57条第3項及び第58条、大学院学則第44条、第47条及び第48条並びに別科規程第15条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「学納金」とは大学、大学院及び別科において徴収する入学金、授業料及び教育充実費をいう。

（入学検定料）

第3条 大学、大学院及び別科において徴収する入学検定料の入学試験別の金額は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学の学部に係る同一年度の入学試験を複数出願する場合は、第2回以後の入学試験に係る入学検定料を減額することができる。この場合の減額する金額及び方法については別に定める。
- 3 入学検定料は、入学試験に出願の都度納入しなければならない。
- 4 納入された入学検定料は、返還しない。
- 5 所属する学部又は学科の変更に伴う選考検定料の金額は、第1項の別表第1に規定する入学検定料の金額とし、その納入等については第3項及び前項の規定を適用する。

（学納金）

第4条 次の各号に掲げる学生にかかる学納金の種類別の金額は、当該各号に定めるとおりとする。

- | | |
|----------------------------|------|
| （1）大学学部の学生（以下「学部生」という。） | 別表第2 |
| （2）大学院研究科の学生（以下「大学院生」という。） | 別表第3 |
| （3）別科の学生（以下「別科生」という。） | 別表第4 |

（学納金の免除）

第5条 大学及び大学院に在学する者の学納金の減免については、愛知淑徳大学学納

金免除に関する規程に定めるところによる。

(編入学又は再入学をする者の授業料及び教育充実費)

第6条 学部又は大学院において、編入学又は再入学を許可された者の授業料及び教育充実費の額は、その者の編入学又は再入学の年次の授業料及び教育充実費の額とする。

(転学部又は転学科をした者の授業料及び教育充実費)

第7条 学部において、転学部又は転学科を許可された者の授業料及び教育充実費の額は、転入する学部又は学科のその年次の授業料及び教育充実費の額とする。

(修業年限を超えて在学する者の学納金)

第8条 学部又は大学院の各課程に、所定の修業年限を超えて在学する者の学納金の額は、当該年度の前期又は後期(以下「半期」という。)ごとに、次の表の左欄に掲げる区分に応じ右欄に掲げる額とする。

		区分	半期の額
学部		<ul style="list-style-type: none"> ・修得単位が卒業要件に満たない場合 (1) 半期に履修登録した科目が10単位以内(履修登録しない場合を含む。) (2) 半期に履修登録した科目が11単位以上 	<ul style="list-style-type: none"> (1)当該年度の最終学年次の半期の授業料の2分の1及び教育充実費の全額 (2)当該年度の最終学年次の半期の授業料及び教育充実費の全額
		<ul style="list-style-type: none"> ・卒業延期制度により、引き続き在学することを希望する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の最終学年次の半期の授業料の2分の1
大学院 (2016年度以前入学者)	博士前期課程 及び 修士課程	<ul style="list-style-type: none"> ・修得単位が修了要件に満たない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の最終学年次の半期の授業料及び教育充実費の全額
	博士後期課程	<ul style="list-style-type: none"> ・修了に必要な単位修得後、学位論文作成のため在学する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の最終学年次の半期の授業料の2分の1及び教育充実費の全額
		<ul style="list-style-type: none"> ・学位論文作成のため在学する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の最終学年次の半期の授業料の2分の1及び教育充実費の全額
大学院 (2017年度入学者)		<ul style="list-style-type: none"> ・修得単位が修了要件に満たない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の最終学年次の半期の授業料及び教育充実費の全額
		<ul style="list-style-type: none"> ・修了に必要な単位修得後、学位論文作成のため在学する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の最終学年次の半期の授業料の2分の1及び教育充実費の全額
大学院 (2018年度以降入学者)	博士前期課程 及び 修士課程	<ul style="list-style-type: none"> ・修得単位が修了要件に満たない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の最終学年次の半期の授業料及び教育充実費の全額
	博士後期課程	<ul style="list-style-type: none"> ・修了に必要な単位修得後、学位論文作成のため在学する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の最終学年次の半期の授業料の2分の1及び教育充実費の全額
		<ul style="list-style-type: none"> ・修得単位が修了要件に満たない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の最終学年次の半期の授業料及び教育充実費の全額
		<ul style="list-style-type: none"> ・修了に必要な単位修得後、学位論文作成のため在学する場合 	・75,000円

(修業年限に満たない者の学納金)

第9条 学部又は大学院の各課程に、所定の修業年限に相当する期間を超えて在学しなお、卒業又は修了の要件とする修業年限に満たない者の学納金の額は、当該年度の最終学年次の授業料及び教育充実費の当該半期における修学年限に不足する期間相当月数分の額とする。

(留学期間中の学納金)

第10条 大学学則第35条又は大学院学則第32条の規定により、休学することなく外国の大学、短期大学又は大学院に留学する者は、当該留学期間中の授業料及び教育充実費を納入しなければならない。

(休学期間中の学納金)

- 第11条** 休学期間中、休学者（休学を許可され、又は命じられた者）は、学納金の納入を要しない。この場合、別表第9に定める在籍料を指定の期日までに一括納入しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、入学年度の前期の休学者については、当該前期にかかる学納金を納入しなければならない。この場合、在籍料の納入を要しない。
- 3 第1項の規定により、休学期間の授業料及び教育充実費は徴収しないこととし、その額は、当該休学者の納入すべき年額を12で除して得た額に、休学を始めた日の属する月の翌月（休学を始めた日が月の1日であるときは、その日の属する月）から復学した日の属する月の前月までの月数を乗じた額（以下「月割による額」という。）とする。
- 4 学納金を納入した者が学期の途中で休学者となったときは、休学期間の学納金について月割りによる額を返還する。
- 5 休学者の復学後の学納金の額は、当該休学者と同年度に入学した者にかかる授業料及び教育充実費の額とする。

(停学期間中の学納金)

- 第12条** 停学処分を受けた者は、当該停学期間中の授業料及び教育充実費を納入しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、停学期間が長期（3月を超えるもの。）の者については、前条の規定を準用するものとする。

(外国人留学生の授業料の減免)

- 第13条** 大学及び大学院に在学する外国人留学生の授業料の減免については「愛知淑徳大学私費外国人留学生授業料減免に関する規程」に定めるところによる。

(退学者の学納金)

- 第14条** 学期の途中で退学する者は、当該学期分の学納金を納入しなければならない。

(学納金の納入期限)

- 第15条** 入学する者にかかる別表第2（学部生関係）、別表第3（大学院生関係）及び別表第4（別科生関係）に定める学納金の納入期限は、入学の日までにおいて別に指定するものとする。
- 2 学部及び大学院の在籍者にかかる別表第2及び別表第3に定める授業料及び教育充実費は、納入すべき金額を前期及び後期に等分して納入するものとし、その納入

期限は次のとおりとする。

- (1) 前期 5月20日まで
- (2) 後期 10月20日まで

3 別科の在籍者にかかる別表第4に定める授業料及び教育充実費は、納入すべき金額を秋学期及び春学期に等分して納入するものとし、その納入期限は次のとおりとする。

- (1) 秋学期（後期） 10月20日まで
- (2) 春学期（前期） 5月20日まで

4 前二項に定める納入期限の末日が休日の場合は、その翌日とする。

（学納金の返還）

第16条 納入された学納金は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学に係る学納金（入学金を除く。）については、特に定めるものを除くほか、特定の期日まで入学辞退の申し出があった場合は、返還するものとする。

（授業料及び教育充実費の延納）

第17条 経済的理由やその他やむを得ない事情により第15条第2項に定める納入期限までに授業料及び教育充実費の納入ができない者は、納入期限までに授業料及び教育充実費延納願（様式第1）を学長に提出し、その許可を得なければならぬ。

2 延納を許可された者は、次に定める期日までに当該授業料及び教育充実費を納入しなければならない。

- (1) 前期 8月20日
- (2) 後期 翌年の1月20日

（授業料及び教育充実費の分納）

第18条 経済的理由やその他やむを得ない事情により第15条第2項に定める納入期限までに授業料及び教育充実費の納入ができない者が授業料及び教育充実費の分納を希望するときは、納入期限までに授業料及び教育充実費分納願（様式第2）を学長に提出し、その許可を得なければならない。

2 分納を許可された者は、次に定める期日までに別に定める分納の額を納入しなければならない。

	前期	後期
(1)	1回目 6月20日	11月20日

(2) 2回目 7月20日 12月20日

(3) 3回目 8月20日 翌年1月20日

3 分納を許可された者が、前項に定める期日までに納入しないときは、分納の許可を取り消すことができる。

(授業料及び教育充実費の未納による除籍)

第19条 授業料及び教育充実費を所定の納入期日（延納及び分納を願い出てその許可を受けた場合は、その期日）までに納入せず、督促してもなお納入しない者については、学部生にあっては大学学則第46条第2号、大学院生にあっては大学院学則第43条第3号の規定により除籍に該当する者として、次の期日をもって除籍するよう学部生にあっては所属学部長、大学院生にあっては所属研究科長に通知するものとする。

(1) 前期分未納の場合 3月31日（前年度）

(2) 後期分未納の場合 9月30日（当該年度）

(死亡又は行方不明により除籍する者の学納金)

第20条 大学学則第46条第4号及び大学院学則第43条第2号の規定により死亡又は行方不明を理由として除籍された者の未納の学納金は、事情により徴収しないことができる。

(学納金の納入方法)

第21条 第3条に定める入学検定料及び第4条に定める学納金は、学園の指定する方法により納入しなければならない。

(実験実習費その他必要な経費)

第22条 教育実習費、オンライン検索実習費等にかかる実験実習費その他必要な経費は、別に定めるところにより徴収する。

(科目等履修生及び聴講生の検定料、授業料及び施設利用料)

第23条 大学、大学院及び別科における科目等履修生及び聴講生にかかる検定料、授業料及び施設利用料の金額は、別表第5に定めるとおりとする。

2 前項に定める検定料は、出願の都度納入しなければならない。

3 科目等履修生又は聴講生として許可された者は、第1項に定める授業料及び施設利用料の全額を別に定める期日までに納入しなければならない。

4 大学学則第32条の2第1項による大学院科目等履修生については、別表第5の学納金は徴収しない。

5 第16条及び前条の規定は、科目等履修生及び聴講生について準用する。

（大学院研究生の研究料）

第24条 大学院研究生にかかる研究料の金額は、別表第6に定めるとおりとする。

2 大学院研究生として許可された者は、前項に定める研究料の全額を別に定める期日まで納入しなければならない。

3 第16条及び前条の規定は、大学院研究生について準用する。

（大学の開放講座の受講料）

第25条 大学及び大学院における開放講座の受講生にかかる受講料の金額は、別表第7のとおりとする。

2 前項に定める開放講座を受講しようとする者は、前項に定める受講料の全額を別に定める期日までに納入しなければならない。

3 第16条第1項及び第23条の規定は、大学及び大学院の開放講座を受講する者について準用する。

（手数料）

第26条 証明書交付等の事務に伴う手数料の種類及びその金額は、別表第8のとおりとする。

2 証明書等の交付は、原則として自動証明書発行機によるものとし、これにより難しいものについては所管部署がこれを行う。ただし、学位審査料の納入事務については、經理事務室が行う。

（課程博士および論文博士の学位授与申請に係る学位審査料）

第27条 学位規程第8条の規定により、課程博士の学位授与を申請する者にあっては、学位審査料を徴収しない。

2 学位規程第9条の規定により、論文博士の学位授与を申請する者の学位審査料は、別表第8に定める額とする。

（委任）

第28条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

（改廃）

第29条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 愛知淑徳大学学納金等納入規程は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 文学部コミュニケーション学科に所定の修業年数を超えて在学する者の学納金については、同学部図書館情報学科の学納金の額を適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 文化創造学部文化創造学科環境文化専攻に所定の修業年数を超えて在学する者の学納金については、同学部の学納金の額を適用する。

- 3 コミュニケーション学部ビジネスコミュニケーション学科に所定の修業年数を超えて在学する者の学納金については、ビジネス学部ビジネス学科の学納金の額を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 ただし、センター試験利用の入学試験における入学検定料の改正は、平成20年度入学試験から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 大学院博士前期課程10月入学生の学納金は、改正後の第4条別表第3の規定にかかわらず、従前のとおりとする。

3 大学院文学研究科国文学専攻、同研究科英文学専攻、同研究科図書館情報学専攻の博士前期課程に所定の修業年限を超えて在学する者の学納金は、同研究科文学専攻博士前期課程の額を適用する。

4 大学院コミュニケーション研究科の博士前期課程に所定の修業年限を超えて在学する者の学納金は、心理学研究科博士前期課程の額を適用する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 ただし、入学検定料の改正は、平成22年度入学試験から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 大学院博士後期課程10月入学生の学納金は、改正後の第4条別表第3の規定にかかわらず、従前のとおりとする。

3 大学院文学研究科国文学専攻、同研究科英文学専攻、同研究科図書館情報学専攻の博士後期課程に所定の修業年限を超えて在学する者の学納金は、同研究科文学専攻博士後期課程の額を適用する。

4 大学院コミュニケーション研究科の博士後期課程に所定の修業年限を超えて在学する者の学納金は、心理学研究科博士後期課程の額を適用する。

5 改正後の第27条第1項後段の規定は、平成22年度以後に入学する者から適用し、平成21年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 大学院ビジネス研究科会計専門職専攻に、所定の修業年限を超えて在学する者の学納金は、従前のとおりとする。その額は、授業料（年額）1,000,000円、教育充実費（年額）80,000円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 大学院文学研究科、現代社会研究科、心理学研究科、医療福祉研究科の博士前期・後期課程、文化創造研究科創造表現専攻の修士課程10月入学生の学納金は、改正後の第4条別表第3の規定にかかわらず、従前のとおりとする。

- 3 文学部図書館情報学科に所定の修業年限を超えて在学する者の学納金については、人間情報学部の学納金の額を適用する。

- 4 現代社会学部および文化創造学部表現文化専攻に所定の修業年限を超えて在学する者の学納金については、メディアプロデュース学部の学納金の額を適用する。

- 5 コミュニケーション学部コミュニケーション心理学科に所定の修業年限を超えて在学する者の学納金については、心理学部の学納金の額を適用する。

- 6 コミュニケーション学部言語コミュニケーション学科および文化創造学部多元文化専攻に所定の修業年限を超えて在学する者の学納金については、交流文化学部の学納金の額を適用する。

- 7 医療福祉学部福祉貢献学科に所定の修業年限を超えて在学する者の学納金については、福祉貢献学部の学納金の額を適用する。

- 8 医療福祉学部医療貢献学科に所定の修業年限を超えて在学する者の学納金については、健康医療科学部医療貢献学科の学納金の額を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 大学院文学研究科、現代社会研究科メディアプロデュースコース、同研究科

都市環境デザインコースの博士前期課程、文化創造研究科創造表現専攻の修士課程に所定の修業年限を超えて在学する者の学納金は、文化創造研究科文化創造専攻博士前期課程の学納金の額を適用する。

- 3 大学院現代社会研究科地域・国際社会コースの博士前期課程に所定の修業年限を超えて在学する者の学納金は、グローバルカルチャー・コミュニケーション研究科博士前期課程の学納金の額を適用する。
- 4 大学院心理学研究科、医療福祉研究科の博士前期課程に所定の修業年限を超えて在学する者の学納金は、心理医療科学研究科博士前期課程の学納金の額を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 大学院文学研究科、現代社会研究科メディアプロデュースコース、同研究科都市環境デザインコースの博士後期課程に所定の修業年限を超えて在学する者の学納金は、文化創造研究科文化創造専攻博士後期課程の学納金の額を適用する。
- 3 大学院現代社会研究科地域・国際社会コースの博士後期課程に所定の修業年限を超えて在学する者の学納金は、グローバルカルチャー・コミュニケーション研究科博士後期課程の学納金の額を適用する。
- 4 大学院心理学研究科、医療福祉研究科の博士後期課程に所定の修業年限を超えて在学する者の学納金は、心理医療科学研究科博士後期課程の学納金の額を適用する。
- 5 改正後の第27条の規定は、平成27年度以降に本学大学院博士後期課程に入学する者から適用し、現に本学大学院博士後期課程に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 メディアプロデュース学部に所定の修業年限を超えて在学する者の学納金については、創造表現学部の学納金の額を適用する。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 文学部英文学科に所定の修業年限を超えて在学する者の学納金については、文学部総合英語学科の学納金の額を適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 大学、大学院、別科の入学検定料

区分		金額	備考
大 学	学部へ入学を志願する者	25,000円 (5,000円)	カッコ内の金額は、センター試験利用の入学試験における入学検定料の額を示す。
	学部へ編入学又は再入学を志願する者	各25,000円	
	転学部又は転学科又は転専攻を志願する者	25,000円	選考検定料
大学院	博士前期課程又は修士課程に入学を志願する者	25,000円	
	博士後期課程に入学又は進学を志願する者	25,000円	
	再入学を志願する者	25,000円	
別 科	別科へ入学を志願する者	10,000円	

別表第2 学部生の学納金

区分		1年	2年	3年	4年	
入学金		200,000 円				
授業料 (年額)	文学部	760,000 円	760,000 円	760,000 円	760,000 円	
	人間情報学部	760,000 円	760,000 円	760,000 円	760,000 円	
	心理学部	760,000 円	760,000 円	760,000 円	760,000 円	
	創造表現学部	760,000 円	760,000 円	760,000 円	760,000 円	
	健康貢献学科	860,000 円	860,000 円	860,000 円	860,000 円	
	スポート・健康医科学科 スポート・健康科学専攻	760,000 円	760,000 円	760,000 円	—	
	スポート・健康医科学科 救急救命学専攻	890,000 円	890,000 円	890,000 円	—	
	健康栄養学科	800,000 円	800,000 円	800,000 円	800,000 円	
	スポート・健康医科学科	—	—	—	760,000 円	
	福祉貢献学部	760,000 円	760,000 円	760,000 円	760,000 円	
	交流文化学部	760,000 円	760,000 円	760,000 円	760,000 円	
	ビジネス学部	760,000 円	760,000 円	760,000 円	760,000 円	
	グローバル・コミュニケーション学部	860,000 円	860,000 円	860,000 円	860,000 円	
	文学部	国文学科	370,000 円	370,000 円	360,000 円	
		総合英語学科	370,000 円	370,000 円	360,000 円	
		教育学科	420,000 円	420,000 円	410,000 円	
教育充実費 (年額)	人間情報学部		420,000 円	420,000 円	410,000 円	
	心理学部		420,000 円	420,000 円	410,000 円	
	創造表現学部		370,000 円 (450,000 円)	370,000 円 (450,000 円)	360,000 円 (440,000 円)	
	健康医療科学部	医療貢献学科	510,000 円	610,000 円	600,000 円	
		スポート・健康医科学科 スポート・健康科学専攻	420,000 円	420,000 円	—	
		スポート・健康医科学科 救急救命学専攻	420,000 円	420,000 円	—	
		健康栄養学科	460,000 円	510,000 円	500,000 円	
		スポート・健康医科学科	—	—	410,000 円	
	福祉貢献学部		420,000 円	420,000 円	410,000 円	
	交流文化学部		370,000 円	370,000 円	360,000 円	
	ビジネス学部		370,000 円	370,000 円	360,000 円	
	グローバル・コミュニケーション学部		370,000 円	370,000 円	360,000 円	

備考

1 「入学金」は、学部へ入学、編入学及び再入学をする者がそれぞれ納入すべき額を示す。

転学部又は転学科をする者は、入学金を徴収しない。

- 2 編入学及び再入学をした者の授業料及び教育充実費の額は、当該入学者の入学年度にかかるわらず、編入学又は再入学する年次の額とする。
- 3 「教育充実費」の創造表現学部の項中カッコ内の金額は、建築・インテリアデザイン専攻に所属する者が納入すべき教育充実費の額を示す。

別表第3 大学院生の学納金

区分	博士前期課程・修士課程			博士後期課程		
	1年	2年	1年	2年	3年	
入学金	180,000円					
授業料（年額）	文化創造研究科	550,000円	550,000円	400,000円	400,000円	400,000円
	教育学研究科	550,000円	550,000円	—	—	—
	心理医療科学研究科	550,000円 (600,000円)	550,000円 (600,000円)	400,000円	400,000円	400,000円
	グローバルカルチャー・コミュニケーション研究科	550,000円	550,000円	400,000円	400,000円	400,000円
	ビジネス研究科	550,000円	550,000円	400,000円	400,000円	400,000円
教育充実費（年額）	50,000円 (70,000円)	50,000円 (70,000円)	50,000円 (70,000円)	50,000円 (70,000円)	50,000円 (70,000円)	50,000円 (70,000円)

備考

- 「入学金」は、前期課程（修士課程含む）へ入学をする者、後期課程へ入学をする者及び再入学をする者がそれぞれ納入すべき額を示す。
- 「授業料」の項中カッコ内の金額は、心理医療科学研究科の「臨床心理学専修」を履修する者が納入すべき額を示す。
- 「教育充実費」の項中カッコ内の金額は、文化創造研究科の「建築・インテリアデザイン専修」を履修する者が納入すべき額を示す。

別表第4 別科生の学納金

区分	金額
入学金	20,000円
授業料（年額）	710,000円
教育充実費（年額）	40,000円

別表第5 科目等履修生及び聴講生の検定料、授業料、施設利用料

区分		学 部	大 学 院	別 科
科目等 履修生	検定料	10, 000円	10, 000円	
	授業料	1単位につき 20, 000円	1単位につき 25, 000円	
	施設利用料	半期 10, 000円	半期 10, 000円	
聴講生	検定料	10, 000円	10, 000円	10, 000円
	授業料	1単位につき 20, 000円	1単位につき 25, 000円	1単位につき 20, 000円
	施設利用料	半期 10, 000円	半期 10, 000円	半期 10, 000円

備考

1. 大学及び大学院の特別科目等履修生の学納金については、大学又は大学院の科目等履修生の学納金の額を適用する。ただし、愛知学長懇話会の単位互換包括協定に基づくものについては、学納金を徴収しない。
2. 学部、大学院における施設利用料は、科目等履修生、聴講生の受講区分にかかわらず、同一半期内において重複して徴収しない。

別表第6 大学院研究生研究料

区 分	金 額
研 究 料 (年額)	150, 000円

別表第7 開放講座受講料

区 分	学 部 ・ 大 学 院
開放講座に指定された授業科目を聴講する場合	1単位につき 10, 000円

備考 検定料及び施設利用料は、徴収しない。

別表第8 証明書手数料

種 別	数 量	金 額	備 考
健康診断証明書	1 通	1 0 0 円	保健管理室
推薦書	1 通	1 0 0 円	キャリアセンター
在学証明書	1 通	1 0 0 円	英文発行可
在学期間証明書	1 通	1 0 0 円	英文発行可（在学証明書の英文に同じ）
在籍証明書	1 通	1 0 0 円	英文発行可（在学証明書の英文に同じ）
在籍期間証明書	1 通	1 0 0 円	
身分証明書	1 通	1 0 0 円	英文発行可
TOEFL作成身分証明書	1 通	1 0 0 円	
退学証明書	1 通	1 0 0 円	
成績証明書	1 通	1 0 0 円	英文発行可
単位修得証明書	1 通	1 0 0 円	
単位修得見込証明書	1 通	1 0 0 円	英文発行可
卒業証明書	1 通	1 0 0 円	英文発行可
卒業見込証明書	1 通	1 0 0 円	英文発行可
修了証明書	1 通	1 0 0 円	英文発行可
修了見込証明書	1 通	1 0 0 円	英文発行可
学力に関する証明書	1 通	1 0 0 円	教職・司書・学芸員教育センター
教員免許状取得見込証明書	1 通	1 0 0 円	教職・司書・学芸員教育センター
学校図書館司書教諭講習相当科目 単位修得証明書	1 通	1 0 0 円	教職・司書・学芸員教育センター
司書資格取得証明書	1 通	1 0 0 円	
司書資格取得見込証明書	1 通	1 0 0 円	
司書課程科目成績証明書	1 通	1 0 0 円	
学芸員資格取得証明書	1 通	1 0 0 円	
学芸員資格取得見込証明書	1 通	1 0 0 円	
日本語教師資格修了認定証	1 通	1 0 0 円	
保育士資格取得証明書	1 通	1 0 0 円	
保育士資格取得見込証明書	1 通	1 0 0 円	
指定保育士養成施設卒業証明書	1 通	1 0 0 円	

指定保育士養成施設卒業見込証明	1通	100円	
インテリアプランナー登録資格に係る単位取得証明書	1通	100円	
建築施工管理技術検定試験受検用卒業証明書	1通	100円	
卒業証明書(建築士試験受験資格証明書)	1通	100円	
卒業証明書(一級建築士試験指定科目修得単位証明書)	1通	100円	
卒業証明書(二級・木造建築士試験指定科目修得単位証明書)	1通	100円	
大学院実務経験における建築士試験に係る単位修得証明書	1通	100円	
卒業証明書・社会福祉士指定科目履修証明書	1通	100円	
卒業見込証明書・社会福祉士指定科目履修見込証明書	1通	100円	
卒業証明書・精神保健福祉士指定科目履修証明書	1通	100円	
卒業見込証明書・精神保健福祉士指定科目履修見込証明書	1通	100円	
栄養士養成課程履修証明書	1通	100円	
修了証明書(食品衛生管理者・食品衛生監視員用)	1通	100円	
その他申請による証明書	1通	100円	
学生証再交付	1件	1,000円	
身分証再交付	1件	1,000円	
施設利用証交付・再交付	1件	1,000円	
学位審査料	1件	50,000円	

別表第9 休学中の在籍料

区分	半期の額
学部	50,000円
大学院	50,000円